



目次

- 相互提案型協働事業(2面)
- みんなの健康(3面)
- 令和2年度当初予算(4・5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 新型コロナウイルス事業者、就業者などの相談など(8面)



新型コロナウイルス感染症を防ぐために 政府の緊急事態宣言を受けて

新型コロナウイルスなどから自分や家族、周りの人を守るため、一人一人ができる工夫を行きましょう。 担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ㊚046(255)3550



新型コロナウイルス感染予防に向けて

新型コロナウイルスの感染は、東京などを中心に拡大を続け、政府の緊急事態宣言が発令されました。

市民の皆さんにおいては、手洗い、うがい、咳エチケットの励行や、不要不急の外出を控える事など、感染予防に対するさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

市の方針と取り組み

市では、市民の安全・安心のため、国の方針に基づき策定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた座間市の取り組みについて」(市ホームページから閲覧可)により、市が主催するイベントの実施、市の施設運営などについて判断をしています。今後も政府の緊急事態宣言に従って、国・県・市各部署などの情報を広く集め、共有・分析しながら、感染の予防に努めます。

外出時に気を付けるポイント

新型コロナウイルスは「換気が悪い密閉空間」「多くの人が密集する空間」「近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声する空間」で集団感染が起こりやすいと言われています。このような場所はできるだけ避けましょう。



受診の目安・相談先

風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(けんたい)が4日以上(高齢者、妊婦や基礎疾患のある方は2日以上)続いた場合は、次の相談先へ連絡してください。

帰国者・接触者相談センター(厚木保健福祉事務所)
☎046(224)1111 (平日午前8時30分～午後5時15分)
※それ以外は☎045(285)1015 (平日午後5時15分～翌朝8時30分。土曜・日曜日、祝・休日は24時間(県庁内))。

県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
☎045(285)0536 ㊚045(633)3770 (受付時間午前9時～午後9時)

厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)
☎0120(565)653 ㊚03(3595)2756(受付時間午前9時～午後9時)

手洗い・うがい・咳エチケットを

手洗いのポイント

外出後、戻ってきたときには手洗いをする習慣を付けましょう。その他、調理の前後、食事前などに小まめに行いましょう。手指に付いたウイルスは、せっけんで丁寧に洗う事が有効です。手洗いをするときは時計や指輪は外し、蛇口やレバーで水を止めるときは手首やペーパータオルを使いましょう。また、手洗いをしていない手で目や口を触ると、手に付いたウイルスが体内に入ってしまう場合があります。



うがい

外出先からの帰宅時など、外から帰ってきたときは、うがいをしましょう。

咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクやハンカチを使いましょう。咳やくしゃみを手で押さえると、手にウイルスが付着し、ドアノブなどを介して感染が広がる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症に関する事業者、就業者などの相談、郵送による手続きなどは、本紙8面をご覧ください。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)

感染症の影響により、本紙掲載の行事の開催、施設の利用については、市ホームページをご覧ください。担当または問い合わせ先へお問い合わせください。

